「農業共済組合連合会等に係る検査マニュアル」の一部改正について

令 和 ８ 年 ６ 月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

Ⅰ　改正概要

１　農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）及び当該省令改正に基づく家畜共済事務取扱要領（経営局長通知）の一部改正に伴い、農業共済組合連合会等検査実施要項（平成 23 年９月１日付け 23 検査第６号農林水産省大臣官房検査部長通知）別添３「農業共済組合連合会等に係る検査マニュアル」の一部改正を行う。

家畜共済の共済目的とすることができる牛の胎児の生育の程度

共済目的とすることができる牛の胎児の生育の程度について、母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上であることとしているが、受精卵移植を行う場合については、それに加え、移植前に受精卵の発育期間が数日間存する実態を踏まえ運用を見直す（事故発生に伴う現地確認における個体情報等において、受精卵移植された母牛の胎児等であって、母牛に対する受精卵移植の日から起算して 233 日に達していない場合については、繁殖関係書類及びその画像により、その受精卵の発育に要した日数を確認する）ことに伴う改正。

２【該当箇所】

・損害評価等関係チェックリスト例〔家畜共済〕

Ⅱ 施行時期

令和８年７月１日